

飲食店における食中毒の発生 について

令和元年(2019年)12月20日(金)
照会先
札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課
担当：伊東(いとう)、山田(やまだ)
電話：622-5174

1 探知

令和元年12月10日(火)14時頃、札幌市内の医療機関から、食の安全推進課あて、「本日、旋毛虫症を疑う患者を診察した。当該患者を含む8名で11月10日(日)に札幌市南区の飲食店で、ジビエ(クマ、シカ)のロースト肉などを喫食していた。」旨の連絡があった。

2 調査概要

保健所が調査したところ、11月10日(日)13:00に当該飲食店で会食した8人のうち7人が、11月下旬から12月上旬にかけて、発疹、発熱、筋肉痛などの症状を呈していることが判明した。

保健所では、医師からの届出があり、喫食者の血清から旋毛虫に特異的な抗体が検出されたこと、症状や潜伏期間が旋毛虫によるものと一致したことから、旋毛虫を病因物質と断定するとともに、有症者全員が当該店で提供された食事を喫食していることから、当該飲食店を原因施設とする食中毒事件と断定した。

3 患者数等

- (1) 患者数：6名(男性2名：60代～70代、女性4名：30代～50代)
うち通院者5名、入院者1名(退院済み)
※いずれの患者も治療中だが、全員回復傾向にある。
- (2) 主な症状：発疹、発熱、筋肉痛
- (3) 潜伏時間：平均 461時間25分(19日5時間25分)
(最短 244時間(10日4時間)、
最長 572時間30分(23日20時間30分))

4 原因施設

- (1) 名称：純や(じゅんや)
- (2) 所在地：札幌市南区澄川3条2丁目5-11 すみれビル1F
- (3) 営業者：山本 純哉
- (4) 業種：飲食店営業 ※イタリア料理店

5 処分内容

保健所は、食品衛生法第55条第1項の規定に基づき、営業者に対して本日から3日間(12月20日(金)～12月22日(日))、当該飲食店の営業停止を命じた。

6 原因食品

11月10日に提供した「クマ肉のロースト赤ワインソース」(推定)

※当該クマ肉は、営業者の知人が4年前に第三者から譲り受けたものを、本年11月に入手したもの。

7 病因物質

旋毛虫(トリヒナ)

8 検査結果

喫食者の血清8検体のうち、有症者1検体から旋毛虫に特異的な抗体が検出された。

※検査は、国立感染症研究所にて実施した。

9 保健所における主な指示事項

保健所は、本日、当該飲食店に対し食品衛生指示書を交付し、再発防止のため次の事項等について改善するよう指示した。

- (1) 野獣肉はじめ食肉を提供する場合には、十分な加熱調理(中心部の温度が75°C 1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法)を行い、記録に残すこと。
- (2) 食用に供する野獣肉はじめ食肉は、衛生的に取り扱うこと。
- (3) 野獣肉は、一般の食肉と完全に区別して保管すること。
- (4) 野獣肉はじめ食肉を提供する場合は、食肉処理業の施設で解体されたものを仕入れ、当該仕入れに関する情報(仕入先、仕入れ年月日及び点検の状況等)を記録に残すこと。

<提供メニュー>

クマ肉のロースト赤ワインソース、シカ肉のロースト、ヒツジコンフィのロースト、カルパッチョ盛り合わせ、きのこのクリームスープ、ゴルゴンゾーラとリンゴのピザ、िकासミのパスタ、焼きリンゴ、アイス、サツマイモのニョッキ

※ 全てのメニューを8名全員が喫食している。

《参考》札幌市における食中毒発生状況

	令和元年 (12月20日現在、本件を含む)	平成30年 (同期)
発生件数	25件	32件
患者数	165名	202名